

生涯学習と ISO

(非公式教育・訓練サービスの国際標準)

宮 澤 賀津雄 (早稲田大学)

中 村 公 美 (早稲田大学)

野 島 久 雄 (成城大学)

1. 生涯学習と国際標準の必要性

情報技術(IT)による新産業革命により、産業構造が劇的に変化している。第一次産業・第二次産業時代から第三次産業・情報産業時代への移行が進み、経済活動のグローバル化が進展する中で、より高度で専門的な知識や技能を持つ人材の有無が経済競争力の要であると考えられ、生涯学習の活性化により人材開発を推進しようとする動きが EU を中心に高まっている。また、グローバル化、雇用の流動化及び生涯学習の活性化等により、学習者がある教育・訓練事業者で身に付けた学習成果を別の場所、すなわち、その後の教育・訓練の場や労働市場等でも活用可能にするための標準の構築が急務となっている。

例えば、先進的な取組を行っている EU (欧州連合) では、学生の域内流動化による各国の教育制度の比較可能な標準に対する要請の高まりを受け、1999年に欧州間の高等教育に関する共通枠組みの構築や質保証の促進を目指

4 特集 生涯学習推進に対する社会の要請にいかに応えるか

した「ボローニャ宣言」が採択された。また、2002年の「コペンハーゲン宣言」においては、人材の域内流動化を受け、2010年までに職業教育・訓練の分野における欧州域内の共通枠組みの構築と質保証の促進が目指されることになった。上述のボローニャ宣言及びコペンハーゲン宣言の中では、生涯学習の重点化がその行動目標の一つとして掲げられている。

また、コペンハーゲン宣言の採択を受けて開始された「コペンハーゲン・プロセス」では、欧州共通の履歴書フォーマットである「ユーロパス」、国ごとに異なる資格システムを関連付けて読み替え可能にする欧州資格枠組みである「EQF (European Qualifications Framework)」, 欧州間における職業訓練単位の互換制度である「ECVET (European Credit System for Vocational Education and Training)」等が開発された。

このように、ボーダレス化が進み、人材が流動化するグローバル社会では、教育の国際同等性をいかに保つかということが重要となる。すなわち、単なる資格や学歴だけではなく、国境を越えて読み替え可能な資格や技能の枠組みに加え、国際標準に適った、あるいは客観的で公正な標準の下に担保された教育・訓練歴が必要となる。

上記のEUの取組は、先進的な取組であるが、EU域内でしか通用せず、全く異なる取組が行われているアメリカを初めとする諸外国には適用できないという問題がある。

アメリカでは、米国教育局(当時)の下に結成された「継続教育における非単位活動の実現可能性」を研究するためのタスクフォース(1968年)に端を発するIACET(国際継続教育訓練協会)が、2007年に、過去に開発したガイドラインを踏まえ、継続訓練・教育における質を向上させるための標準を開発した。アメリカ規格協会(ANSI)によって承認され、「ANSI/IACET 1-2007スタンダード」と呼ばれるこの標準とこの標準を用いた教育事業者の承認制度は、アメリカで活用されている。

他方、オーストラリアでは、1995年からオーストラリア教育資格システム「AQF (Australian Qualifications Framework)」が導入されており、高校、大学・大学院及び職業訓練機関で取得した学位・資格が、全国的に互換・認定できるようになっている。同システムには、「教育・訓練目的の多様化への対応、確固たる国内資格基盤の構築、異なる教育・訓練分野への移動の促進、

生涯学習社会における過去の教育・訓練歴の明確な把握，教育・訓練の質保証の向上，学習者や就労者の国際的なモビリティの促進⁽¹⁾等という狙いがある。

アメリカ，オーストラリアでの取組はほんの一例だが，世界的に国内の教育・訓練の標準化を図り，その質を保証しようとする動きが1990年代中頃から高まり，2000年以降本格化している。2006年には，ドイツにより ISO（国際標準化機構）において学習サービスの国際標準化に取り組むという提案がなされたが，これはまさに時宜に適った提案だったと言える。

ドイツによる提案から3年間の国際的な審議を経て，2010年9月に ISO 29990:2010「非公式教育・訓練における学習サービス－サービス事業者向け基本的要求事項」（以下「ISO 29990」という）が発行された。今後のグローバル化・雇用の流動化の更なる進展，生涯学習社会の本格的な具現化等により，国際規格である ISO 29990 の意義は，客観的で公正な標準の下に担保された教育・訓練歴を提供するという点において，大きくなると期待されている。

我が国としては，ISO 29990 発行に至るまでの国際的な審議に，日本工業標準調査会（JISC）によって2007年12月に国内審議団体として承認された「人材育成と教育サービス協議会（JAMOTE）」（代表理事：野島久雄）が設置した ISO/TC 232 国内審議委員会（委員長：宮澤賀津雄）が参加し，議論を重ねてきた。

本稿では以降，2010年9月に発行されたばかりで，まだ日本にはなじみがない ISO 29990 という国際規格について紹介し，今後の日本の非公式教育・訓練における影響及び課題について考えていきたい。

2. ISO 29990 の開発経緯

まず，ここでは，近年の ISO におけるサービス分野に関する国際標準化の動向に着目しながら，本稿のテーマである ISO 29990 という国際規格について紹介したい。2 節(2)「ISO/TC 232 の活動概要」，3 節(1)「ISO 29990 と非公式教育」及び3 節(2)「ISO 29990 規格概要」については，ISO/TC 232 国

内審議委員会及び JAMOTE が、ISO 29990 の内容の理解を助けるために編纂している「ISO 29990 : 非公式教育・訓練における学習サービス - サービス事業者向け基本的要求事項の解説」⁽²⁾を参考にした。

(1) ISO (国際標準化機構) とは

ISO とは、1947年に設立されたスイスの法人格を持つ非政府組織であり、「国家間の製品やサービスの交換を助けるために、標準化活動の発展を促進すること」及び「知的、科学的、技術的、そして経済的活動における国家間協力を発展させること」⁽³⁾を目的とする組織である。会員数は、正会員と準会員を含めて163ヵ国に上る。それぞれの国の代表的な標準化機関が参加する仕組みであり、日本からは日本工業標準調査会 (JISC) が参加している。

日本で、元来なじみが深かった ISO 標準規格というと、ねじやフィルム等の工業製品の規格だが、近年、工業分野以外での規格の制定も増えてきている。ISO 9000 シリーズ (品質マネジメントシステム) や ISO 14000 シリーズ (環境マネジメントシステム) 等の規格の制定に続き、現在は、サービス分野におけるグローバル化を背景に、教育・訓練サービスやブランド評価等に関する委員会も設立されている。

また、WTO (世界貿易機関) のドーハ・ラウンドでは、サービス貿易の自由化も交渉分野とされ、今後交渉が進めば、教育サービスの自由化もさらに進展するものと考えられる。WTO/TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) では、WTO 加盟国に対し、「強制規格、任意規格や適合性評価手続きの策定における透明性を確保し、また、国際規格や国際的ガイドを基礎とする」⁽⁴⁾ことが規定され、不要な貿易障害を起ささないようにすることが目指されている。このため、WTO において学習サービスの自由化が進めば、国際規格である ISO 29990 の重要性が一層増すことが予想される。

(2) ISO/TC 232 の活動概要

教育・訓練の標準化を図り、その質を保証しようとする動きの世界的な高まりを背景に、2006年には、ドイツの DIN (ドイツ規格協会) により、ISO において国際的に学習サービスの標準化に取り組むという提案がなされた。ただし、公式な教育については国の政策等が密接に関連しており、世界的な統

一標準を一律に当てはめることは困難なため、公式教育ではなく、公式教育以外の非公式教育・訓練分野の学習サービスについて標準化が目指されることとなった。

2006年11月に、ISO では非公式教育・訓練分野における国際標準化を促進するために、ドイツが幹事国となって専門委員会（Technical Committee）が設置された。同委員会は、ISO で232番目に設置された TC なので、ISO/TC 232 と呼ばれる。

ISO/TC 232 参加国は、会議に参加し TC に付議される全ての問題、調査文書及び国際規格の最終文書に対する投票義務を持つ P メンバー（participating member）19ヵ国、及び会議に参加し文書の配布を受ける権利を持つ O メンバー（observing member）12ヵ国で構成される（2011年6月現在の参加国の一覧は、下表1のとおり）。

表1 ISO/TC 232 参加国

P メンバー (計19ヵ国)	ドイツ（幹事国）、オーストリア、ブルガリア、カナダ、中国、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ケニア、韓国、ルクセンブルグ、マレーシア、オランダ、ロシア、スペイン、アメリカ、イギリス
O メンバー (計12ヵ国)	オーストラリア、ベルギー、デンマーク、香港、モロッコ、ポーランド、ルーマニア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ

2007年3月に作業グループ（WG1）が設置され、ISO 29990 の開発が本格的に開始された。その後、ベルリン（ドイツ）、フィラデルフィア（アメリカ）、シドニー（オーストラリア）、東京（日本）、ロンドン（イギリス）等で国際会合が開催され、約3年間の審議を経て、ISO 29990 は2010年9月1日に正式に発行された。

日本は P メンバーとして、2007年12月に JISC によって国内審議団体として承認された JAMOTE が設置した ISO/TC 232 国内審議委員会が、ISO 29990 の開発に係る国際的な議論に参加してきた。JAMOTE は、学識経験者、民間教育事業者等で構成されており、国内審議委員会での審議には、文部科

学省、厚生労働省、経済産業省もオブザーバーとして参加している。

2007年12月に第1回国内審議委員会が開催され、以降、国際標準化に対する日本としての対応方針が審議され、ISO/TC 232 に意見を提出してきた。2010年9月にISO 29990 が発行されると、同年10月の第15回国内審議委員会で、ISO 29990 の日本語訳作業に関する基本方針が決められた。その後、日本語訳に関する検討と修正が重ねられ、2011年7月に日本語訳作業の最終確認が完了し、ISO 29990 の日本語訳が近々発売される予定である。

今後は、日本語訳されたISO 29990 を基に、学習サービス事業者の認証作業が進められていく予定であり、2011年6月には、学習サービス事業者を認証する際の手順や手続きを記した認証スキームが開発された。この認証スキームについては後述したい。

また、2009年3月に中国によって、語学サービス分野に特化した規格開発の提案がなされことを受け、現在ISO/TC 232 では、作業グループ2（WG2）が設置され、非公式教育・訓練における語学学習サービスの質保証を目的とした規格「ISO 29991（仮規格番号）」の開発が進められている。2011年6月に北京（中国）においてWG2の第3回会合が開催され、ISO 29990 とISO 29991 の整合性をいかに保つか等の課題が審議されたばかりである。現在のところ、ISO 29990 を非公式教育・訓練分野全体を網羅する基本的要求事項を定めた「親規格」とし、ISO 29991 を語学サービス分野に特化した分野別の「子規格」と位置づけることで議論が進められている。

ISO 29991 の開発には、日本の語学サービス事業者も高い関心を示し、その動向を見守っているところである。今後、語学サービス事業だけではなく、様々な学習サービス分野に特化した規格が開発される可能性があるが、その際の規格開発についても、初の子規格となるISO 29991 のように、ISO 29990 との整合性を保ちながら開発が進められていく予定である。

3. ISO 29990 とは

（1）ISO 29990 と非公式教育

ISO 29990 の名称、規格範囲及び規格目的は下記のとおりである。

- ① 規格名称：ISO 29990：2010「非公式教育・訓練における学習サービス - サービス事業者向け基本的要求事項」（原文：Learning services for non-formal education and training-Basic requirements for service providers）⁽⁵⁾
- ② 規格範囲：非公式教育・訓練における学習サービス事業者向け基本的要求事項⁽⁶⁾
- ③ 規格目的：非公式教育・訓練・人材育成の企画，開発，提供に関し，学習サービス事業者と顧客に対して，質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための汎用モデル及び共通の枠組みを提供することを目的としている。⁽⁶⁾

ISO 29990 の適用範囲である「非公式教育」は，ISO 29990 において「組織化された教育活動で，確立され社会に認知された公式な初等，中等又は高等教育制度以外のもの」⁽⁶⁾と定義されており，非公式教育の例として，職業訓練，生涯にわたる学習，社内研修（外注又は組織内で実施されるもの）が

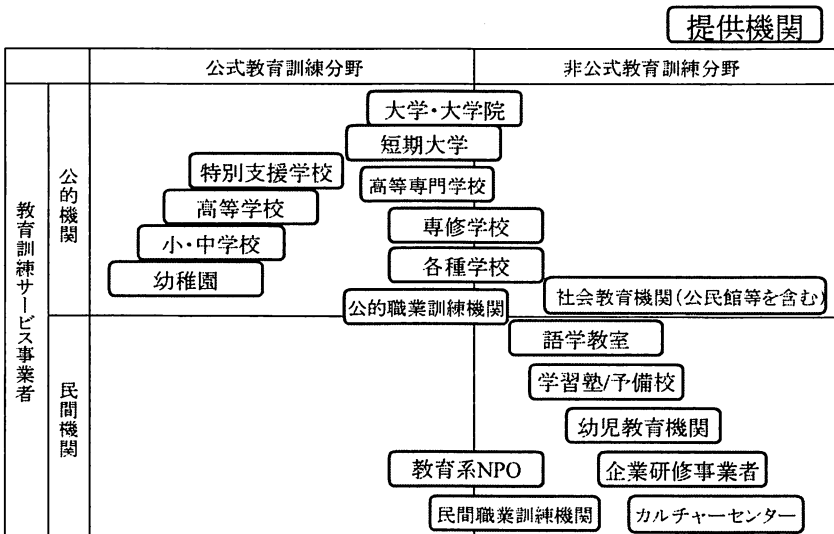


図1 日本における主な教育訓練サービス事業者

挙げられている。生涯にわたる学習が例示されていることから、生涯学習サービスを提供する事業者がISO 29990 を活用する可能性は大にあると言えるだろう。日本国内における、主な教育・訓練サービス事業者を公式・非公式分野別に示すと、前頁図1のようになる。

ISO 29990 の対象と想定される我が国の主な非公式教育・訓練事業者には、公式教育を補完する学習塾、英語学校に代表される語学教室、民間が主体となる職業訓練機関、資格取得や就職支援を目的とする教育機関、企業内研修を請け負う研修事業者、生涯学習を支援する各種講座・教室等が含まれるが、昨今、大学等の公式教育機関においても、生涯学習講座が開催される等、公式・非公式教育の線引きは曖昧になりつつあることに留意したい。また生涯学習の位置づけも変化しつつあるが、このことについては後述したい。

(2) ISO 29990 規格概要

ISO 29990 の規格の特徴は、「学習サービスに関する要求事項」と「学習サービス事業者のマネジメントに関する要求事項」の大きく2つに分かれていることである。「学習サービスに関する要求事項」には、学習ニーズの明確化(利害関係者のニーズの把握等)、学習サービスの設計(目的及び適用範囲の特定、カリキュラムプランニング等)、学習サービスの実施(情報提供及びオリエンテーション、学習のための人的・物的資源、学習環境等)、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者によって行われる評価等に係る要求事項が含まれる。このように学習サービスに関する要求事項は、下図2のとおり

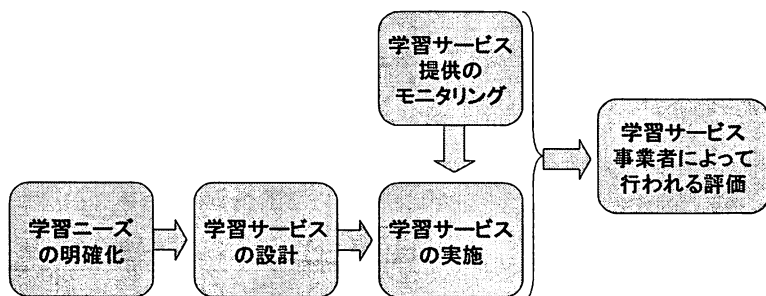


図2 学習サービスに関する要求事項

り、学習サービスの提供開始から終了までという一連のプロセスに沿って記載されており、学習サービス事業者にも非常にわかりやすい規格となっている。一方、「学習サービス事業者のマネジメントに関する要求事項」としては、ビジネスマネジメント、財務管理及びリスク管理、人事管理、内部監査、利害関係者からのフィードバック等に対する要求事項が含まれる。

上述の2点がISO 29990の大きな柱であるが、あくまでもサービス規格であり、「規格の中核は学習サービスに関する要求事項である。マネジメントに関する要求事項は、学習サービスに関する要求事項を満たし、それを維持管理するためのマネジメント」⁽⁷⁾である。また、大企業だけではなく、リソースが限られている中小規模の学習サービス事業者にとっても利用しやすい規格にするために、あまり窮屈に要求事項を規定するものではなく、質保証に必要な不可欠な基本的要求事項を定めたものとなっている。

4. ISO 29990 認証サービススキーム

ここまでISO 29990の規格概要について述べたが、ISO 29990を活用して、学習サービスの標準化が促進されるためには、基本的要求事項を定めた規格の制定のみならず、学習サービス事業者が規格に記載された基本的要求事項を満たしているかを確認する第三者による適合性評価のシステムが必要となる。ここでは、ISO 29990の認証の仕組みとメリットについてご紹介したい。

(1) 認証スキームの確立

ISO 29990の規格には、学習サービス事業者が満たすべき基本的要求事項が規定されているが、学習サービス事業者がその基本的要求事項を満たしているかどうかを確認する第三者による適合性評価のシステムに関しては、規定されておらず、適合性評価の運用は各国に任されている。

日本では、ISO 29990をいかに認証サービスに用いるのかという枠組みを検討するために利害関係者、学識経験者及び専門家により構成される「ISO 29990 サービス認証スキーム検討委員会」が2011年に設立された。同委員会では、JAMOTE、全国専修学校各種学校総連合会、社団法人 全国産業人能力

開発団体連合会が、合同事務局を務める。また、同委員会のオブザーバーには文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省庁が名を連ねている。

2011年6月には、同委員会により、ISO 29990 の認証をする際の手順や手続きを記述した「ISO 29990：非公式教育・訓練における学習サービス・サービス事業者向け基本的要求事項の認証スキーム（初版）」が開発された。

ISO 29990 の認証を受けようとする学習サービス事業者は、下図3のとおり、自らによる第一者評価（内部監査）と消費者による第二者評価（消費者判断）だけではなく、認証機関による第三者評価（外部監査）の3つの側面からの評価を受けることになる。

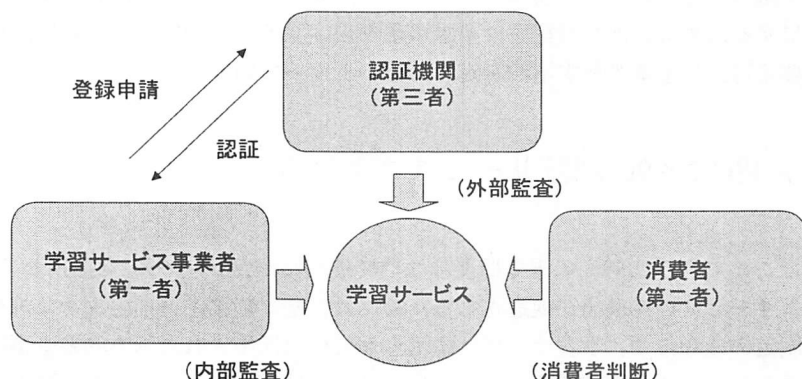


図3 学習サービス評価の3つの側面⁽⁷⁾

認証機関による認証のプロセスには、申請、事前審査（自己評価報告書の提出及びその審査等）及び現地審査（ISO 29990 基本的要求事項に関するエビデンス＜信憑書類＞及び実際の手順の確認、ファシリテータ等へのヒアリング等）がある。これらのプロセスを経て、ISO 29990 の規格内容を満たしていると確認された事業者には、ISO 29990 認証が付与されることになる。ISO 29990 の規格内容を満たしていないと判断された事業者には、是正活動・是正報告書の提出を求め、その審査をすることになる。

また、様々な目的や形態で学習サービスを提供する事業者に単一的な認証基準を適用するのは難しいため、認証の際には、次頁表2のような認証区分

(案) が設けられ、それぞれの区分の特性に合った認証基準が適用される予定である。同認証スキームは2011年8月に実証実験が開始されたばかりであるため、認証スキーム自体が、運用に伴い適宜見直しされていく予定である。

表2 ISO 29990 サービス認証スキーム検討委員会による認証区分(案)⁽⁸⁾

【サービス(事業)区分と事業者区分】

サービス区分		事業者区分	
I 群	職業に関する能力の向上を目的とした学習サービスの質の向上のための基準として利用されることを想定。	A類	法令等に基づく公的な制度(枠組み)によって一定の質保証がなされている事業者
II 群	進学及び学力向上を目的とした学習サービスの質の向上のための基準として利用されることを想定。		
III 群	健康・芸術・教養など生活を豊かにする学習サービスの質の向上のための基準として利用されることを想定。	B類	A類以外の事業者

(例) 学校で進学等のサービスならば区分は「II 群A類」

(2) 認証のメリット

我が国においては、公式教育や公的職業訓練に関しては法律等が定められているが、非公式教育・訓練サービス業界全体を網羅する学習サービスの質保証に関する法律やガイドラインはなく、各業界団体や各事業者の自主的な取組に任されており、業界で定められたガイドラインや基準は業界ごとに異なるというのが現状である。また、大学、短期大学及び高等専門学校では、学校教育法等により、文部科学大臣が認証する認証評価機関による第三者評価を受けることが義務付けられているように、評価方法についても規定されているが、非公式教育・訓練サービスについては、業界団体の自主的な取組により様々であり、統一的な評価方法も確立されていないのが現状である。

学習者は、語学学校や学習塾等の非公式教育・訓練サービスを利用する際、個々の学習の目的やニーズに合った学習サービス事業者を選択することになるが、かつては、客観的な選択の指標が特になくまま事業者を選ばなくてはならなかった。授業料の面では、中途解約に関するトラブルも多く、学習者が被害を受けるケースも見られた。そこで、1999年の特定商取引に関する法律（特商法）の改正等で改善が図られた。

その後、不況等による学習サービス事業者間の競争の激化や語学学校の破綻により消費者の目が厳しくなる等、学習サービス事業者を取り巻く環境が変化する中で、学習サービスの質の保証に関する必要性が高まった。一部の業界団体では、学習サービスの質の保証や向上に積極的に取り組んでいるが、学習サービス事業者全体を包含する業界横断的な規格の開発は、我が国では依然として遅れている。

ISO 29990 による認証が進めば、ISO 認証取得の有無は、学習者が学習サービス事業者を選択する際の客観的な指標となるだろう。ISO 29990 には、事前の情報提供等や学習サービス事業者のマネジメントに関する要求事項も規定されているため、学習者は自己の学習ニーズに適合した学習サービス事業者を選択することが可能になり、安心して学習することができるようになるというメリットがある。また、学習サービス事業者が ISO 29990 の基本的要求事項を遵守することで、学習サービスの質が向上し、様々な学習サービスに関わるトラブルが減少することが期待できる。

一方で学習サービス事業者にとっても、ISO 29990 認証を受けることにより、顧客の信用度を向上させるとともに、グローバル市場に参入する際に他社との差別化を図り、競争力を強化できるというメリットや、ISO 29990 の基本的要求事項を遵守することで、事業者の体質を改善し、提供するサービスの質を向上させられるというメリットがある。また、有能な人材を欲している求人企業にとっては、ISO 29990 認証を受けた学習サービス事業者で学習した者であるかどうかを人材獲得の際の目安として活用することもできる。

（３）認証スキーム等の国際的共有

ISO 29990 は、学習サービス事業者が満たすべき基本的要求事項を記載したもののだが、前述のとおり、実際の適合性評価の仕組み等は国ごとの運用に

任されている。そこで、ISO 29990 を用いて認証サービスを運用しようとする国は、独自に認証スキームを立ち上げている。その独自に立ち上げた認証のノウハウを、国を越えて生かすために、2011年6月に IFCES（International Forum for the Certification of Educational Services）が JAMOTE の呼びかけにより設立された。

IFCES は、非公式教育・訓練分野における質保証の研究に携わる協会や団体の国際的な連合体である。ISO/TC 232 の年次総会に出席しているアジア、欧州及びアメリカの9つの組織によって構成され、同組織のミッションは、「ISO 29990 やその他関連規格のような教育サービスに特化した規格の認証取得を目指す機関のために、質の高い助言や監査サービスを提供するためのノウハウやツールを開発」⁽⁹⁾することである。また、ISO 29990 及び関連規格のための適合性評価に対する共通アプローチの開発、認証経験の共有もその目標の一つとされている。

今後 IFCES 一つの加盟国において取得された ISO 29990 認証が、他の加盟国でも有効となるような、共通の認証の枠組み作りも検討される予定である。

5. 我が国の非公式教育・訓練に与える影響

（1）ISO 29990 の活用が期待される分野

認証のメリットについては、前節で述べたが、現在、我が国で ISO 29990 が注目されているその他の理由に、公式教育・訓練の民間委託が急速に進展していることが挙げられる。例えば、小・中・高校では、かつては国の JET プログラム（Japan Exchange and Teaching Programme）により外国語指導助手（ALT）を招致していたが、今では民間事業者からの ALT 派遣を利用する学校が増えている。また、職業訓練の面では、長期化する不況により職業訓練の重要性が再認識され、多様化する職業訓練のニーズに行政が応えるために、公的職業訓練の民間委託が増加している。この背景には、公共機関で行っているサービスを民間に開放し、民間の知見を活用するという官から民への規制緩和の流れがある。

だが、先述のとおり我が国では、非公式教育・訓練サービス業界全体を網

羅する学習サービスの質保証に関する法律やガイドラインはなく、各業界団体や各事業者に自主的な取組に任されているというのが現状である。そのため、民間教育・訓練事業者を公的な教育・訓練リソースとして活用するには、提供される学習サービスにおける質の格差（学習の内容や講師の質、学習環境等）の是正や事業継続性の保証、事業者の信頼性の向上等という課題がある。そこで活用が期待されるのが、ISO 29990 のような規格を用いた標準化である。

現在、厚生労働省では、ISO 29990 を基に民間教育訓練機関等の実施する職業訓練の品質を維持・向上するためのガイドラインを作成中である。このことは、厚生労働省告示第143号（平成23年4月15日）で言及されている。

「民間教育訓練機関等の実施する職業訓練の品質を維持・向上させるため、非公式教育・訓練における学習サービスに係る国際規格であるISO 29990 の発行を踏まえ、公的職業訓練の質の保証及び向上、民間教育訓練機関の質の保証及び向上の支援、民間教育訓練機関を委託訓練や今後創設が予定される求職者支援制度における訓練の実施機関として活用する場合の質の保証及び向上等のツールとしてガイドラインを早期に策定し、その普及・促進を図っていく」⁽¹⁰⁾

このように ISO 29990 は、国内における民間教育訓練機関の質に関するガイドラインの策定にも活用が予定されている。

具体的な動きはまだないが、小・中・高校における ALT の民間委託についても、今後、その質を保証するために ISO 29990 のような規格が活用されることは大いに考えられるだろう。

他方、現在文部科学省では、専修学校等の質及び国際通用性の向上のために、専修学校等に関する質の向上・保証を担う人材を育成するための養成プログラムが開発される予定であるが、その背景の一つとして、2010年9月に ISO 29990 が発行されたことが挙げられている⁽¹¹⁾。その開発のための参考情報の収集に当たり、ISO 29990 に関する先行取組事例等も収集対象として挙げられており、ISO 29990 に対する関心の高まりが見て取れる。

（２）生涯学習に対する影響

生涯学習に関しても ISO 29990 の影響は今後大きくなるだろう。かつては、生涯学習は個人の自己実現や個人の精神的豊かさを追求する学習という意味合いが強く、生涯学習は、学習の終了とともに個人の中で完結するものであった。しかし、近年の生涯学習においては、生涯に渡り学び続けた成果を労働市場や社会において活用するという要素が強くなってきている。

平成23年の中央教育審議会答申（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」）においても、下記のとおり生涯学習社会は、学業生活と職業生活を両立できる社会と定義されている。

「人々が人生において、各々の希望やライフステージに応じて様々な学びの場を選択し、職業に必要な知識・技能を身に付け、その成果が評価され、職業生活の中で力を存分に発揮できるようにすることが重要であり、我が国は、学業生活と職業生活を交互にまたは同時に営むことができる生涯学習社会を、真に構築しなければならない」⁽¹²⁾

冒頭に述べた EU 諸国では、生涯学習の活性化により、人材育成や経済力強化の促進が企図されているが、今後日本においても、人材育成の必要性から、生涯学習の位置づけは職業生活と結びついた、より欧米寄りのものになっていくだろう。そうなった場合に、重要性を増すのが、学習の成果を学習の終了とともに個人で完結させるのではなく、労働市場や社会でその学習成果を活用していくことである。学習成果を活用するために欠かせないのは、どのような教育・訓練事業者でどのような学習をしたのかという、その後の教育・訓練の場や労働市場等で活用できる情報である。

冒頭では、グローバル社会では、単なる資格や学歴だけではなく、国境を越えて読み替え可能な資格や技能の枠組みとともに、客観的で公正な標準の下に担保された教育・訓練歴が必要となる、と述べたが、これはグローバル社会のみならず、生涯学習の位置づけが変わりつつある国内でも言えることである。

このことは、第5期中央教育審議会生涯学習分科会の「生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について（概要）」でも指摘されている。

同概要では、生涯学習の質保証について、「学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や提供者の評価等を通じて、質の保証を図っていくことが求められている」と言及され、また学習成果の評価・活用に関して「生涯学習社会の構築に向けて、学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要である」と指摘されている⁽¹³⁾。また、ISO 29990 の発行にも言及があり、「学習の質の保証等に関する検討を行うに当たっては、このような国際的な動向や社会的通用性の確保についても留意することが必要である」と述べられている。

今後生涯学習の分野において、学習成果の社会通用性の確保という観点から、客観的で公正な標準の元に担保された教育・訓練の根拠の一つとなる ISO 29990 が普及していく可能性があると言えるのではないかと。

最後に、我が国の生涯学習と ISO 29990 の関係性について整理しておくが、我が国の生涯学習には、個人の自己実現のための「従来型」の生涯学習という側面と、学習成果の活用を視野に入れた「近年型」の生涯学習の二つの側面があるのは、先ほど述べたとおりである。その二つの側面を ISO 29990 で一括りにして、同じ基準で認証の可否を判断することはできるのか、という問題がある。

そこで、先述の ISO 29990 サービス認証スキーム検討委員会による認証の際の認証区分案(表2)を当てはめて見ると、民間の職業訓練事業者が公的な職業訓練を請け負う場合は、「近年型」の生涯学習と言えるが、これは「職業に関する能力の向上を目的とした学習サービスの質向上」を想定しているので、サービス区分としてはⅠ群に該当し、事業者区分としては、民間事業者なので B 類に該当する。よって、[Ⅰ群 B 類]となる。他方、「従来型」の個人の自己実現を目的とする民間の生涯学習講座の場合は、「健康・芸術・教養など生活を豊かにする学習サービスの質向上」を想定しているので、Ⅲ群、また民間事業者なので、B 類に該当する。よって、[Ⅲ群 B 類]となる。同認証スキームでは、それぞれの区分の特徴に合致した認証基準を適用し、きめ細やかな認証ができるように工夫されている。

生涯学習のいずれの側面に関しても、学習サービスの質の向上及び学習者が自己のニーズに適した学習サービス事業者を選択でき、安心して学べる環境の構築という面に関して、ISO 29990 は大いに役立つだろう。また、グ

ローバル社会において、学習者や生涯学習サービスを提供する事業者のモビリティを促進するうえでも ISO 29990 は有用であると言える。

ISO 29990 は、事業者を窮屈に縛るものではなく、教育の質の向上に有効なツールとして活用されることを期待したい。そのためには、規格に無理やり実態を合わせるような認証ではなく、事業実態に則した認証の仕組み作りが必要である。今後、語学サービスに特化した ISO 29991 のような関連規格の開発が続くと思われる。無秩序な規格開発を避けるためには、ISO 29990 との整合性を保った関連規格の開発及び国際的コンセンサスを得た認証スキームの開発が必要だろう。それに加え、学習サービスの質の向上に期することができると柔軟な規格開発及び認証スキーム開発が今後の課題である。

引用・参考文献

- (1) AQF, *The Australian Qualifications Framework*,
<http://www.aqf.edu.au/AbouttheAQF/TheAQF/tabid/108/Default.aspx>, 2011 年 8 月 2 日
 参照
- (2) ISO/TC 232 国内審議委員会及び JAMOTE, 「ISO 29990 : 非公式教育・訓練における学習サービス-サービス事業者向け基本的要求事項の解説」, 2011(発行予定)
- (3) JISC, 「ISO の概要」,
<http://www.jisc.go.jp/international/iso-guide.html>, 2011 年 7 月 21 日参照
- (4) JISC, 「TBT 協定について」,
<http://www.jisc.go.jp/cooperation/wto-tbt-guide.html>, 2011 年 7 月 21 日参照
- (5) ISO, *ISO 29990 Learning services for non-formal education and training-Basic requirements for service providers*, 2010
- (6) ISO, 「ISO 29990 : 非公式教育・訓練における学習サービス-サービス事業者向け基本的要求事項の日本語訳」, ISO/TC 232 国内審議委員会及び JAMOTE 訳, 2011 (発行予定)
- (7) 八木信幸, 「ISO 29990 認証スキームの検討について」, JAMOTE 主催教育訓練サービスの質保証に関するカンファレンス資料, 2011 年 6 月 20 日
- (8) ISO 29990 サービス認証スキーム検討委員会, 「ISO 29990 : 非公式教育・訓練における学習サービス-サービス事業者向け基本的要求事項の認証スキーム (初版)」, 2011 年, 附属書 C
- (9) Richard Rossner, *An Introduction; The International Forum for the Certification of*

20 特集 生涯学習推進に対する社会の要請にいかに応えるか

Educational Services, JAMOTE 主催教育訓練サービスの質保証に関するカンファレンス資料, 2011年6月20日

- (10) 厚生労働省告示第143号「職業能力開発基本計画」, 2011年, 17頁
- (11) 文部科学省「専修学校等の質保証に関する専門的な人材等の養成方針についての調査研究 仕様書」, 2011年
- (12) 中央教育審議会答申, 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」, 2011年, 1頁
- (13) 中央教育審議会生涯学習分科会, 「生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況(概要)」,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2011/02/22/1302044_5.pdf, 2011年8月2日参照